

## 豊島区自転車等駐車対策協議会 今後のあり方と日程について(案)

## 1. 協議会の位置づけと役割

## 「自転車法」抜粋

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

\* 第2項以下省略

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

- 2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。
- 4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

## 「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」抜粋

第27条 自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査協議するため、法8条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、区長の諮問に応じ自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査協議するほか、区長に対して、意見を述べることができる。

第28条 協議会は、26人以内の委員で組織する。

- 2 協議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- 一 区民
- 二 区議会議員
- 三 学識経験者
- 四 関係団体の構成員
- 五 鉄道事業者
- 六 警察、道路管理者等関係行政機関の職員
- 七 その他区長が推薦する者

- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 本区協議会の主な位置づけと役割

平成16年6月30日、豊島区では、上記自転車法および条例に基づき協議会を発足した。その最初の会議の冒頭、区長から「総合計画」の策定についての諮問があり、これにより協議会の目標は総合計画案について答申を行うこととされた。

協議会は条例により「区長の附属機関」とされ、会議は代理出席は認めず委員本人の責任に基づき審議・進行するものとされた。

会議の過程で、計画案の答申を平成18年3月末日までに行うことが確認され、これまでに「全体会」を7回、第一分科会を3回、第二分科会を6回、計16回の会議を行い、総合計画の策定に向けての議論が行われてきた。

なお、現在の委員の任期は、平成18年6月29日までである。

## 2. 今後の協議会のあり方について(案)

「総合計画」の正式な策定は、協議会から答申を受けた後は行政の責任において行うこととなる。

豊島区では、平成18年3月に協議会より「総合計画(案)」の答申を受けた後、4月中旬から5月中旬までの約1か月をかけて広く区民等の意見を聴く「パブリックコメント」を実施する予定である。

これらの意見を集約した上で、さらに加筆変更等をすべき点については区の責任において協議し、必要な修正を加えた上で、6月中旬を目途に策定を行う。

そこで、総合計画策定前に、パブリックコメントの意見集約結果等の「報告会」という形で6月上旬に現行委員任期最後の協議会を開催させていただき、その会議において今後の協議会のあり方につき再度提案したい。

なお、これまでも議論されたように、総合計画案における「第5章 計画の推進のために」の中では、協議会のあり方は以下のとおりとなっている。

・区は、必要に応じて「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(自転車法)に基づく「自転車等駐車対策協議会」の招集を同協議会の会長に要請し、本計画における事業内容およびその進捗状況につき意見を求め、検証を行うものとする。

## 今後の日程(案)

・6月9日(金) 14:30～  
全体会；  
(仮) { パブリックコメントの集約結果について  
総合計画の策定について  
今後の協議会の活動について